

○ 届出を行った販売代理店は、消費者保護等のために事業法が定めている以下の規律を遵守する必要があります。

規律事項	内容
① 提供条件の説明義務	<p>利用者との契約締結の媒介等を行うときは、料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない。 また、提供条件の説明に用いる書面に届出番号を記載することも必要。【新設】</p>
② 不実告知・事実不告知の禁止	<p>契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼす重要なものについて、故意に事実を伝えないこと及び事実と異なる虚偽の説明を行うことを禁止。</p>
③ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止【改正法により新設】	<p>電気通信役務の勧誘に先立って ① 「自己の氏名又は名称」 ② 「当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称」 ③ 「勧誘である旨」 を告げずに勧誘する行為を禁止。(「4 勧誘の適正化」(26頁)参照)</p>
④ 勧誘継続行為の禁止	<p>電気通信役務の契約を締結しない旨の意思あるいは勧誘を引き続き受けることを希望しない意思を表示した場合、勧誘をした販売代理店がその同一の電気通信役務の契約の締結の勧誘を継続することを禁止。</p>
⑤ 通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの禁止【改正法により新設】	<p>移動電気通信役務の媒介等の業務について、以下の行為を禁止 ・ 端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供を約し、又は第三者に約させること。 ・ 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約し、又は他の届出を行った販売代理店に約させること。</p>

※ その他、年に一度の定期報告義務や、届け出た内容に変更が生じたときに「変更届出」を行う等の手続きもあります。